

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月17日

秋田市長 沼谷 純

### 秋田市条例第13号

#### 秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

秋田市個人番号の利用に関する条例（平成27年秋田市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項を次のように改める。

1	削除
---	----

別表第2の1の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置の実施に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同表の2の項および9の項中「、障害者関係情報」を削り、同表の11の項中「小児慢性特定疾病医療費の支給、」、「、障害者関係情報、生活保護関係情報」、「、児童扶養手当関係情報」、「、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けもしくは給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当もしくは特別障害者手当もしくは昭和六十年法律第三十四号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法による養育医療の給付もしくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報」、「、中国残留邦人等支援給付関係情報」および「、障害者自立支援給付関係情報」を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。